

# 柏市建築物環境配慮制度 のあらまし（案）

柏 市  
平成 22 年 月

## はじめに

---

柏市では、市民や事業者との協働の下、地球温暖化対策実践への決意表明と積極的な参加を促進するため、2007年3月28日に「柏市地球温暖化対策条例」を制定しました。これは全国市町村では2番目という大変早い時期での制定であり、地球温暖化防止における柏市の積極的な取組みの表れといえます。

この「柏市地球温暖化対策条例」に基づき策定された「柏市地球温暖化対策計画」には、柏市のまちづくりを通じた地球温暖化対策推進のための「省CO2まちづくり行動計画」が示されています。これにより、柏市では、市全体として面的に省CO2の取組みを広げ、市民ひとりひとりの個別対策だけにとどまらない、一層の地球温暖化対策を推進し、京都議定書の目標達成に寄与しようとするものです。

本制度は、省CO2まちづくり行動計画の一環として策定されました。この制度の実施を通じて、市民、事業者、市が協力して地球温暖化対策が推進されることを期待しています。

平成22年8月

柏市

# 目次

---

<b>I</b>	<b>柏市建築物環境配慮制度について</b> .....	<b>1</b>
1.	制度の目的 .....	1
2.	根拠条例等 .....	1
3.	制度の概要 .....	2
4.	建築物の環境に配慮すべき範囲 .....	3
5.	対象建築物 .....	4
6.	建築物に係る環境への配慮措置の評価方法等 .....	5
7.	柏市における建築物に係る環境への配慮措置の重点項目 .....	7
8.	環境配慮の取組みを進めていただくために（企画段階からの取組み） .....	8
9.	計画書提出等の手続き .....	9
10.	計画書等の概要の公表 .....	12
11.	指導 ・ 助言 .....	18
12.	報告の徴収 .....	19
13.	建築物環境配慮計画書等の提出・届出の流れ .....	20
<b>II</b>	<b>資料編</b> .....	<b>21</b>
1.	柏市地球温暖化対策条例抜粋 .....	21
2.	柏市地球温暖化対策条例施行規則抜粋 .....	22
3.	特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱 .....	23
4.	柏市建築物環境配慮指針 .....	24



# I 柏市建築物環境配慮制度について

---

## 1. 制度の目的

建築物は、住み・働き・学び・遊ぶ日々のすみかとして快適な暮らしを支えている一方で、それ自体が良好な景観や快適な生活環境を提供している都市の大きな構成要素であり、また設備機器の使用によるエネルギー消費など総体として地球温暖化の要因の一つとなっています。その他、建設時における資源・エネルギーの消費や自然環境の破壊、解体時の廃棄物の発生など、様々な面で環境に対して影響を与えています。

以上のように、建築物については地球温暖化対策としてのCO<sub>2</sub>の削減のみならず、廃棄物の抑制や排水による水負荷の低減といった様々な環境負荷を低減や、緑の創出、魅力ある景観の形成など快適で潤いのある都市環境を向上させるために、より一層の環境配慮を促進していく必要があります。

本制度は、建築主等の環境に対する自主的な取り組みを促し、環境に配慮した建築物の整備促進と、環境保全や持続可能な都市の実現に向けた取り組みを期待するものです。

## 2. 根拠条例等

柏市地球温暖化対策条例（平成22年XX月柏市条例第16号）

柏市地球温暖化対策条例施行規則（平成22年XX月柏市条例第16号）

柏市建築物環境配慮指針（平成22年XX月 柏市告示XXX号）

特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱（平成22年XX月）

なお、本制度は建築基準法施行令第9条に基づく建築基準関係規定には該当しません。

### 3. 制度の概要

柏市建築物環境配慮制度の概要は、以下のとおりです。

- 市長は、建築主が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために、必要な事項に関する指針（「建築物環境配慮指針」という。）を定めます。また、建築物の環境配慮の度合いを評価するシステム（『CASBEE 柏』）を構築し、配布します。（図1．）
- 建築主は「建築物環境配慮指針」にもとづき、建築物の新築等（新築、増築又は改築）にあたり環境に配慮した措置を講じます。また、『CASBEE 柏』を使用して作成した環境配慮計画書を、市長に提出します。（図1．）
- 市長は届出された環境配慮計画書の内容を確認し、その概要を本市のホームページなどで一般に公表します。（図1．）
- 市民のかた（不動産購入者やテナント等）は、柏市ホームページ等で公表された環境配慮に対する結果を参考に、環境に対して、より配慮した建築物や事業者を選択できます。（図1．）
- 建築主（事業者等）は建築物の環境配慮結果を、市民のかた（不動産購入者やテナント等）に対し広告等でアピールすることができます。（図1．）

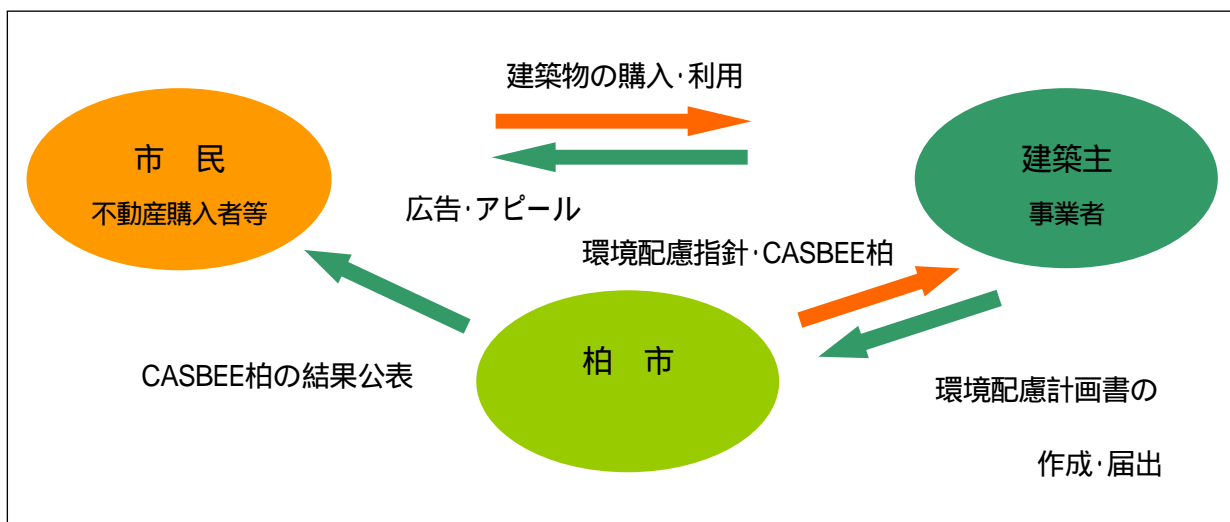


図1. 制度のしくみ

---

## 4. 建築物の環境に配慮すべき範囲

建築主が建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項等は次のとおりです。

(1) 建築主は、建築物が敷地外の環境に対して及ぼす影響の低減を図るため、次に掲げる事項について配慮します。

### ア. エネルギー使用の合理化

自然エネルギーの有効利用、省エネルギー型の設備機器・システムの導入等

### イ. 資源の適正な利用

水資源の確保、資源循環に配慮した建築資材の使用、健康被害や環境影響の少ない資材の利用

### ウ. 敷地外環境の保全

CO<sub>2</sub> 排出の削減、大気汚染の抑制、温熱環境地域インフラへの負荷抑制、騒音・振動・悪臭の防止や、風害、日照障害、光害の抑制

(2) 建築主は建築物を使用する者にとって重要になる、建築物の環境品質の向上を図るため、次に掲げる事項について配慮します。

### ア. 室内環境の向上

遮音性能による室内の静かさの確保、快適な温熱環境の確保、明るさの確保、化学汚染物質への対策、健康と安全・安心の確保

### イ. サービス性能の向上

適切な広さや間取りの確保、バリアフリー対応による機能性の向上、建物の長寿命化、給排水設備等の交換の容易性や用途変更への対応性の確保

### ウ. 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮

生物環境の確保、周辺との調和したまちなみや景観への配慮、建築物と地域の風土、歴史、文化との融合、地域社会への配慮

## 5. 対象建築物

延べ床面積の合計が2,000 m<sup>2</sup>以上の新築等（新築，増築又は改築）を行う建築物は「特定建築物」として，環境配慮計画書の届出が義務付けられます。ただし，特定建築物以外の建築物である「特定外建築物」についても，任意で届出を行うことができます。

### 1. 特定建築物

- 戸建住宅以外の全ての建物用途で，以下のものを「特定建築物」と呼びます。

新築の場合	延床面積が	2,000 m <sup>2</sup> 以上/ 1 棟	の新築
増改築の場合	増改築部分の延床面積が	2,000 m <sup>2</sup> 以上/ 1 棟	の増改築

- 特定建築物においては，建築物環境計画書の届出義務があります。
- 特定建築物の新築等をしようとする方を「特定建築主」と呼びます。

### 2. 特定外建築物任意で届出を行う建築物を「特定外建築物」と呼びます。

- 延床面積が2,000 m<sup>2</sup>未満の新築等を行う建築物と，戸建住宅について，届出を行う場合は「特定外建築物」となります。
- 特定外建築物の新築等をしようとする方を「特定外建築主」と呼びます。

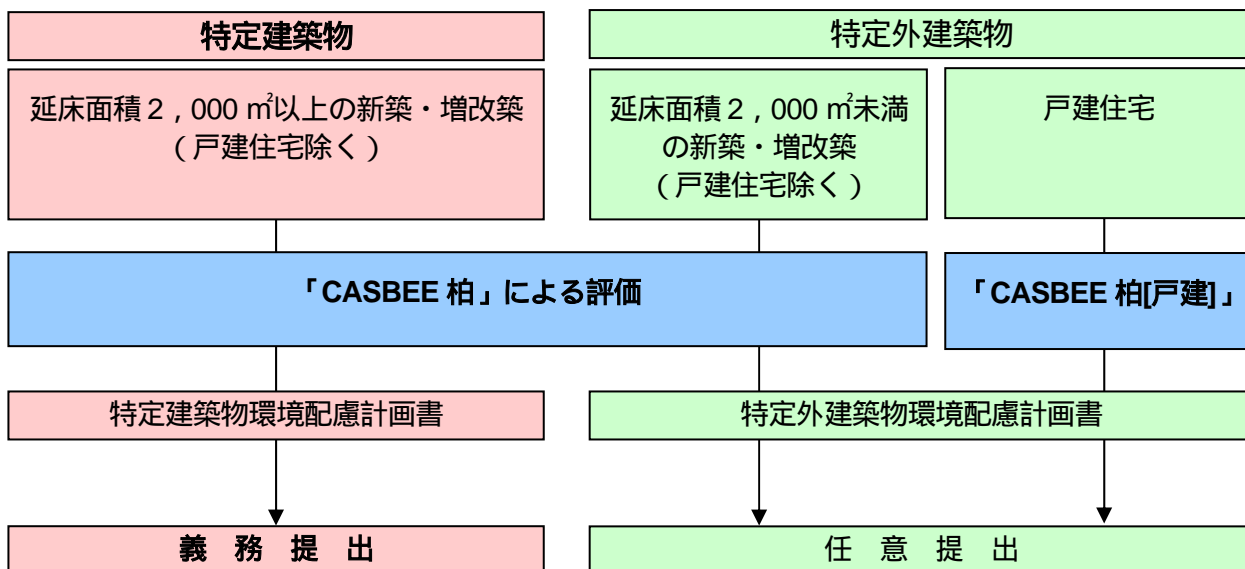


図2. 対象建築物



## 6. 建築物に係る環境への配慮措置の評価方法等

建築物の環境性能評価の手法としては、建築環境総合性能評価システム(『CASBEE』)を基本に、地域特性等を考慮しながら本市が構築したシステム(『CASBEE 柏』)を活用します。

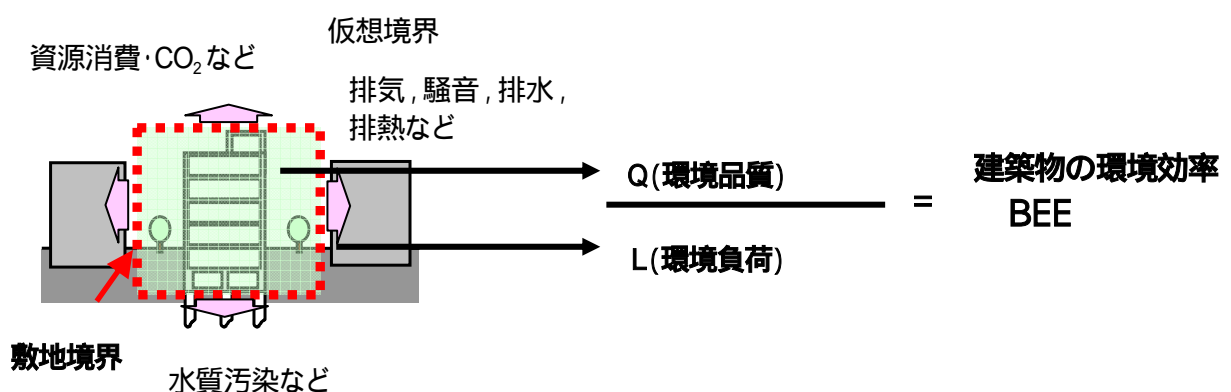
「建築物環境配慮計画書」の届け出にあたっては、建築物における環境配慮の取組みを「CASBEE 柏」(戸建住宅では『CASBEE 柏[戸建]』)により評価し、提出していただきます。

CASBEE とは

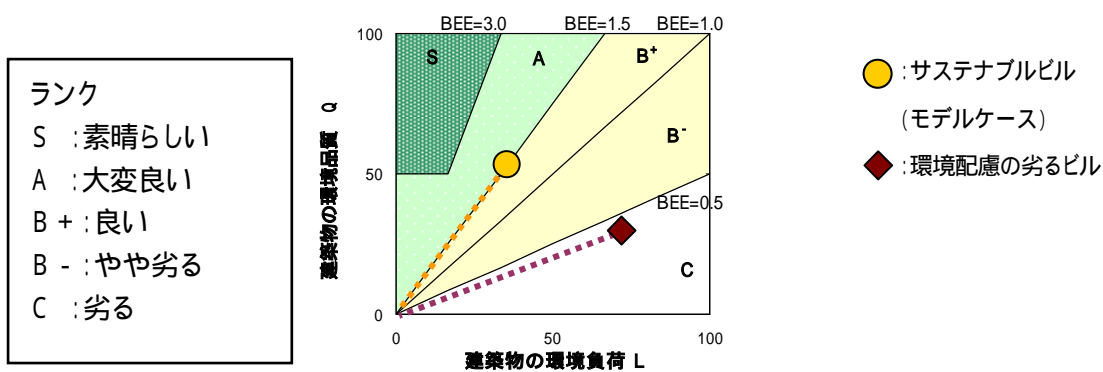
CASBEE とは、『建築環境総合性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)』の略称であり、建築物の「環境品質」と「環境負荷」を同時に評価するシステムとして、国土交通省の支援のもと、産官学の共同により開発された評価システムであり、計画建物がどれだけ環境に配慮した建築物であるかを判断するものさしです。CASBEE は建物を環境性能で評価して格付け(ラベルリング)し、評価結果は「S ランク(素晴らしい)」から、「A ランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「C ランク(劣る)」という5段階に格付けされます。

BEE にもとづくラベリング

CASBEE では建築物の総合的な環境性能を、建築物の環境品質(Q:クオリティ)と、建築物が外部に与える環境負荷(L:ロード)の2つの要素に分けて評価します。すなわち、より良い環境品質の建築物をより少ない環境負荷で実現するための評価システムといえます。



CASBEE の評価結果は、Q(環境品質)を L(環境負荷)で割り算した BEE(建築物の環境効率)によって求めます。BEE は、縦軸に Q、横軸に L をとったグラフとして表示されます。原点(Q=0, L=0) および Q 値と L 値の座標点を結ぶ直線の傾斜が BEE 値を示します。Q 値が高く、L 値が低いほどこの傾斜が大きくなり、よりサステナブルな(環境に配慮した)性質を持った建築物と評価できます。CASBEE では、この傾きに従い、C(劣る)から B-、B+、A、S(素晴らしい)の 5 ランクに分割される領域によって、建築物の総合的な環境性能評価結果を格付けします。



### CASBEE 柏とは

「CASBEE」を基本に、本市が建築物環境配慮制度用に編集を加えた評価システム。一般建築物用の「CASBEE-新築(簡易版)」を編集した「CASBEE 柏」の他、住宅用の「CASBEE すまい[戸建]」を編集した「CASBEE 柏[戸建]」を構築しました。

## 7. 柏市における建築物に係る環境への配慮措置の重点項目

本市は、東京近郊の中核をなす都市としての機能と、手賀沼に代表される豊かな自然とを併せ持つ、個性と魅力ある都市です。柏市における建築物の環境配慮は、緑や水辺といった自然の恩恵を活かしながら、環境を守り、豊かで安全・安心な暮らしが後世にも受け継がれることを目指します。

このため、本制度における建築物に係る環境配慮にあたっては、

1. 地球環境にやさしい社会をつくる
2. うるおいのある景観をつくる
3. 安全で健康な生活環境をつくる

を重要な評価項目と位置づけています。

### 1. 地球環境にやさしい社会をつくる

エネルギー枯渇の問題や、地球温暖化対策のため、省エネルギーを推進し、自然エネルギーを積極的に活用することによって、エネルギー消費を削減し、地球温暖化の要因とされている二酸化炭素の排出を少なくするように努めます。また、資源を大切につかうことによって、持続可能なまちづくりに貢献できます。

### 2. うるおいのある景観をつくる

本市は、手賀沼や利根川、大堀川、大津川をはじめとする川や水辺、その周辺に広がる農地、斜面林などと豊かな水と緑に恵まれています。都市における緑の役割は、より豊かな景観に貢献するためのみならず、近年、問題となっているヒートアイランド現象の緩和への効果など、地球温暖化対策にも資するものとして重要性が高まっています。また、良好な景観は、「住み続けた

---

くなる」「行ってみたくなる」「住みたくなる」など、その地域への愛着や文化を醸成する原動力となり、まちにとって大切な財産となります。

### 3. 安全で健康な生活環境をつくる

健康な暮らしは持続可能な社会の基盤となるものです。災害時の安全確保や、日常時の防犯対策は大変重要なことです。「柏市環境基本計画」においても、安全で健康に暮らせる生活環境をつくること環境負荷の少ない社会づくりの基盤として、目標に盛り込まれています。

## 8. 環境配慮の取組みを進めていただくために(企画段階からの取組み)

確実に効率的な環境配慮設計を行うには、基本設計段階からの以下のような取組みが重要です。

- ・各評価項目の採点基準を確認する。
- ・レベル3(一般的な取組みレベル)の内容を確認し、設計に盛り込むようにする。
- ・設計の中で特に取組む内容について、関連する評価項目を確認し目標レベルを設定する。
- ・上記による簡易評価を実施し、目標とするランクを確認する。

## 9. 計画書提出等の手続き

### 1. 特定(外)建築物環境配慮計画書等の提出

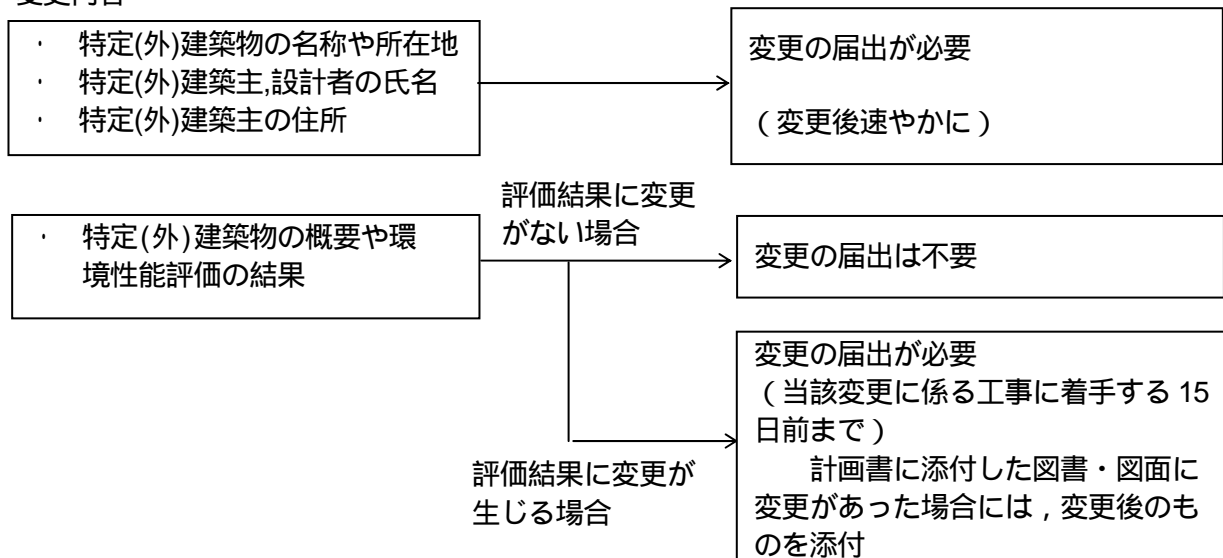
特定(外)建築主の方は、工事着手予定の21日前までに、特定建築物環境配慮計画書(第1号様式)に関連する図書を添付(「5. 計画書・届出に必要な書類」参照)の上、正本・副本(各1部)を提出してください。届出の概要は、柏市ホームページなどにより公表します。

特定(外)建築物環境配慮計画書の記載方法等については、事前に御相談の上、提出をお願いします。

### 2. 特定(外)建築物環境配慮計画書の変更の届出

特定建築物環境配慮計画書に記載されている事項を変更する場合は、「特定建築物環境配慮変更届出書」(第2号様式)に変更に係る図書を添付の上、正本・副本(各1部)を提出してください。

#### 変更内容



### 3. 特定(外)建築物の取りやめの届出

特定(外)建築物の新築等を取りやめた場合は、「特定建築物取りやめ届出書」(第3号様式)により、速やかにその旨を届け出てください。

---

#### 4. 特定(外)建築物の工事完了の届出

特定(外)建築物の工事が完了した場合は、特定建築物工事完了届(第4号様式)によって、工事完了後、速やかに、届出をしてください。届出の際には、必要に応じて、導入設備のカタログ等、環境配慮の取組みの実施結果が確認できる図書・図面を添付してください。(1部)

#### 5. 計画書・届出に必要な書類

- ア 特定建築物環境配慮計画書:正本・副本(各1部)
- イ 特定建築物環境配慮変更届出書:正本・副本(各1部)
- ウ 特定建築物取りやめ届出書:(1部)
- エ 特定建築物工事完了届出書:(1部)

届出先, 問い合わせ窓口:

柏市都市計画部 建築指導課

〒277-8505 柏市 柏 5丁目10番1号

TEL 04 7167 - 1111 (代表)

建築物環境配慮計画書と一緒に、次の添付図書を提出してください。

区分	図書の種類	明示すべき事項
1	CASBEE 柏 公表用シート	特定(外)建築物の名称, 重点項目に対する取組み度, 設計上の配慮事項, 主な指標
2	CASBEE 柏 メインシート 電子データを含む。 以下5の項まで同じ。)	特定(外)建築物の名称及び所在地, 特定(外)建築主の氏名(法人にあっては, 名称, 代表者の氏名), 設計者の氏名(法人にあっては, 名称, 代表者の氏名), 特定(外)建築物の用途, 敷地面積及び延べ面積, 特定(外)建築物の竣工年月(予定), 環境効率, 環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果, 評価分野における評価結果
3	評価結果シート	
4	スコアシート	配慮項目における得点, 環境配慮設計の概要
5	解説シート	配慮項目における得点
6	付近見取図	方位, 道路, 目標となる地物
7	配置図	縮尺, 方位, 敷地境界線, 敷地内における特定建築物の位置, 敷地に接する道路の位置及び幅員, 舗装仕上げ
8	緑地計画図	樹種, 緑地部分の面積, 緑化率
9	各階平面図	縮尺, 方位, 間取, 各室の用途・面積, 有効採光面積, 自然換気面積
10	2面以上の立面図	縮尺, 開口部の位置, 屋根仕上げ, 外壁仕上げ
11	2面以上の断面図	縮尺, 階高, 各階の天井の高さ, 建築物の高さ
12	内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ
13	計算書	昼光率, 壁長さ比率
14	機器リスト	空気調和設備機器, 換気設備機器, ポンプ類
15	空調ダクト系統図	給気口, 排気口, 給気機, 排気機, 空気調和機器, ダクト類
16	空調配管系統図	配管口径, 空気調和機器
17	基準階平面図(設備)	給気口, 排気口, 給気機, 排気機, 空気調和機器, 換気設備機器, ダクト類
18	衛生機器リスト	水槽類, ポンプ類, 衛生機器類
19	給排水系統図	給水, 排水管等の材質, 口径寸法, 配置
20	照明関係図, 照度計算書	制御区画, 設計照度
21	エネルギー関係図	省エネルギー計画書に準じた図書
22	その他市長が必要と認める図書	特定建築物の環境品質の向上及び 特定建築物による環境負荷の低減のための措置について参考となる事項

1 届出内容を確認させていただくため、根拠となる図書等の提出を別途お願いする場合があります。

2 区分1から区分5までは、フロッピーディスク又はCD-Rによる電子データでの提出をあわせてお願いします。

3 14～21までの図書は、エネルギー使用の合理化に関する法律による届出(省エネルギー計画書)に添付されている場合は、届出書の写しをもって省略することができます。

## 10. 計画書等の概要の公表

届出いただいた評価結果の概要は建築指導課窓口及び柏市のホームページにて公表します。建築主は評価を実施し、結果を公表することで、建築物の環境性能を消費者にアピールすることができます。公表する内容は次の通りです。届出内容を確認後、随時公表します。

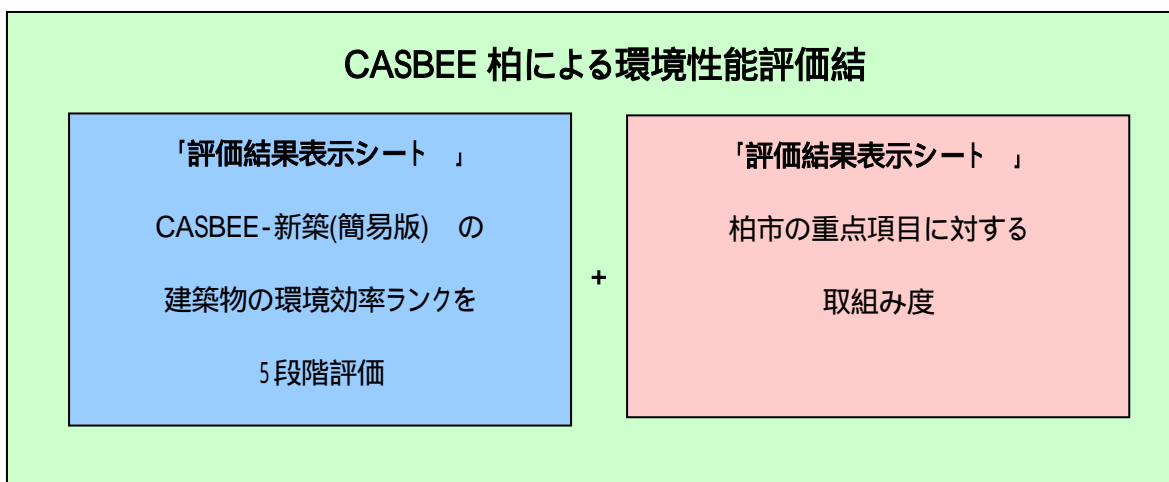
- ・ 特定(外)建築物の名称及び所在地
- ・ 特定(外)建築主の氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名)
- ・ 設計者の氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名)
- ・ 特定(外)建築物の概要
- ・ CASBEE 柏による特定(外)建築物に係る環境性能評価の結果

### CASBEE 柏による環境性能評価の結果について

(戸建建築物の場合は、CASBEE 柏[戸建])

CASBEE 柏の評価結果は、「CASBEE 柏」評価ソフトの2つの出力シート「評価結果表示シート」と「評価結果表示シート」により表示します。

「評価結果表示シート」には、CASBEE-新築(簡易版)による建築物における総合的な配慮事項への取り組み度合いが表示されており、柏市独自の「評価結果表示シート」には、柏市の重点的な配慮事項への取り組み度合いが表示されます。





# CASBEE 柏による環境性能評価シートの解説

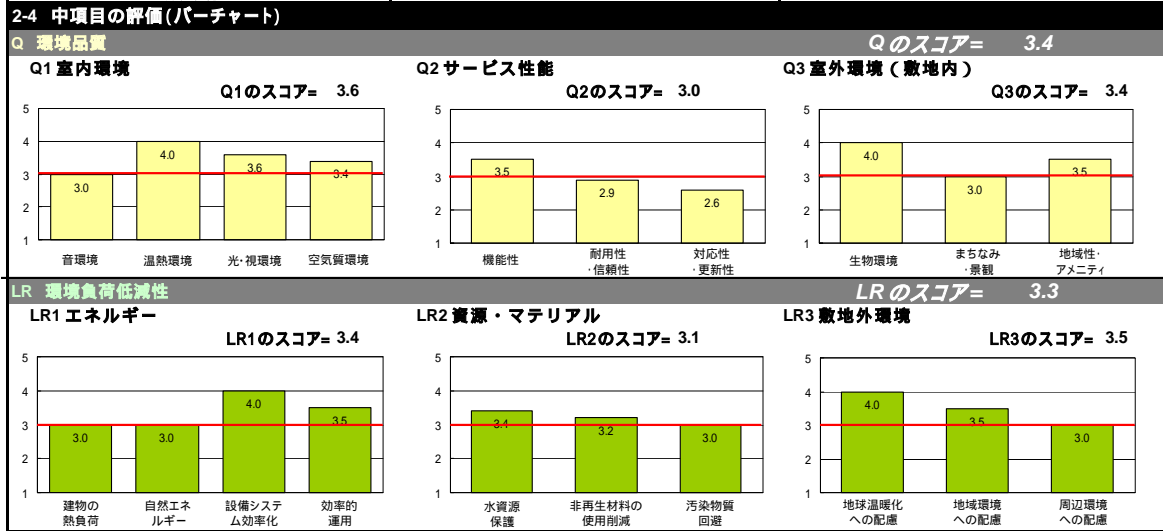
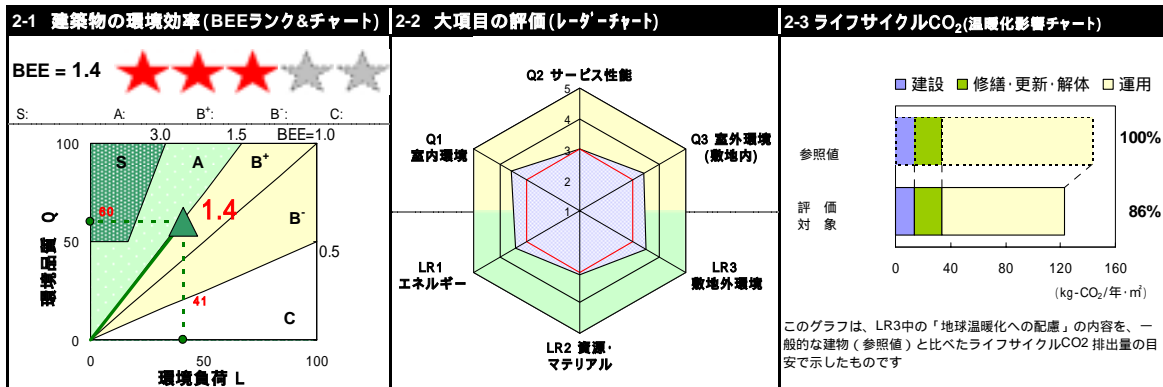
・CASBEE 柏評価結果表示シート

## CASBEE™ 新築 [簡易版] | 評価結果 |

使用評価マニュアル: CASBEE 新築 (簡易版) 2008年版 使用評価ソフト: CASBEE-Ncb\_2008(v.1.0)

1-1 建物概要		1-2 外観	
建物名称	ビル	階数	地上 F
建設地	県 市	構造	S造
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人
気候区分	地域区分	年間使用時間	XXX 時間/年
建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価
竣工年	2011年12月 予定	評価の実施日	2008年7月8日
敷地面積	XXX m <sup>2</sup>	作成者	
建築面積	XXX m <sup>2</sup>	確認日	2008年7月10日
延床面積	15,000 m <sup>2</sup>	確認者	

外観/パース等  
図を貼り付けるときは  
シートの保護を解除してください



3 設計上の配慮事項		
<b>総合</b> 注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。	<b>その他</b> 注) 上記の6つのカテゴリー以外に、建設工事における廃棄物削減・リサイクル、歴史的建造物の保存など、建物自体の環境性能としてCASBEEで評価し難い環境配慮の取組みがあれば、ここに記載してください。	
<b>Q1 室内環境</b> 注) 「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	<b>Q2 サービス性能</b> 注) 「Q2 サービス性能」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	<b>Q3 室外環境 (敷地内)</b> 注) 「Q3 室外環境 (敷地内)」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
<b>LR1 エネルギー</b> 注) 「LR1 エネルギー」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	<b>LR2 資源・マテリアル</b> 注) 「LR2 資源・マテリアル」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	<b>LR3 敷地外環境</b> 注) 「LR3 敷地外環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。

「CASBEE 新築 (簡易版) 評価結果表示シート」

## 1-1 建物概要

特定建築物の名称及び建設地、建築物の用途、敷地面積及び延べ面積、建築物の竣工年月等を示します。

## 2-1 建築物の環境効率(BEE:Built Environment Efficiency)

Q(建築物の環境品質)とL(建築物の環境負荷)の評価結果から算出される「建築物の環境効率: BEE」を表示しています。QとLの値はそれぞれQ分野の総合得点(スコア)QおよびLR分野の総合得点(スコア)LRから導かれます。縦軸にQ、横軸にLをとったBEEのグラフ上で、BEEの傾きに従ってC(劣る)からB-、B+、A、S(素晴らしい)の5ランクによって建築物の総合的な環境性能評価結果をランキングします。

グラフの上にはBEEの結果を星の数で示しています。

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	素晴らしい	BEE=3.0 以上, Q=50 以上	
A	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	
B+	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	
B-	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	
C	劣る	BEE=0.5 未満	

## 2-2 レーダーチャート

さらに、Q-1からLR-3まで6分野毎の得点がレーダーチャートに一括して示され、評価対象建築物における環境配慮の特徴が一目でわかるようになっています。

---

### 2-3 ライフサイクル CO<sub>2</sub> (温暖化影響チャート)

参照値と評価対象のライフサイクル CO<sub>2</sub> が棒グラフで表示されます。参照値におけるライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量を 100% したときの評価対象の排出率(%)が表示されます。参照値は、ライフサイクル CO<sub>2</sub> 関連評価がレベル 3 の一般的な建物のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量を示しており、計画建物がどれだけ CO<sub>2</sub> 排出量を削減しているか比較できます。

### 2-4 バーチャート

Q と L は、それぞれ 3 つの評価分野に分かれています。

Q(建築物の環境品質)は上欄に、「Q1 室内環境」、「Q2 サービス性能」、「Q3 室外環境(敷地内)」の 3 つの分野ごとの評価結果が棒グラフで表示されます。また、LR(建築物の環境負荷低減性)は下欄に、「LR1 エネルギー」、「LR2 資源・マテリアル」、「LR3 敷地外環境」の評価結果が同様に表示されます。レベル 3(赤い線)が一般的な取組みレベルを示し、それ以上がレベル 4、レベル 5、それ以下はレベル 2、レベル 1 となります。

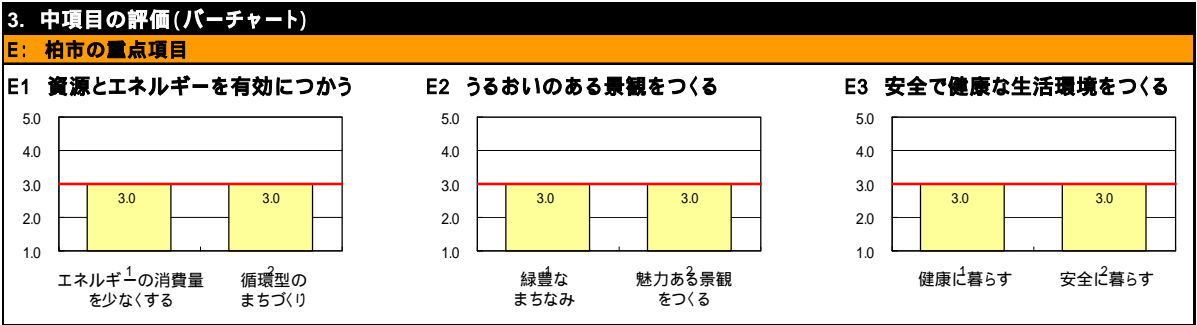
## 3 設計上の配慮事項(自由記述)

評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を表示します。

# CASBEE<sup>®</sup> 柏 | 評価結果 |

1 建物概要		BEEランク	B+
建物名称	ビル		

2 重点項目への取り組み度			
E1 資源とエネルギーを有効につかう		3.0	ぶつう
E2 うるおいのある景観をつくる		3.0	ぶつう
E3 安全で健康な生活環境をつくる		3.0	ぶつう




4. 設計上の配慮事項	
E1 資源とエネルギーを有効につかう	
E2 うるおいのある景観をつくる	
E3 安全で健康な生活環境をつくる	

---




## 1 建物概要

特定(外)建築物の名称, CASBEE-新築(簡易版)での評価結果のうち BEE 値, BEE ランク(S ランク ~ C ランク)を示します。

## 2 柏市の重点項目への取組み度

CASBEE 柏における3つの重点項目への取組み度合いを  の数で5点満点で表示します。

併せて、マークの表情でもわかりやすく表示します。

すばらしい 4 点以上		ふつう 3 点以上		がんばろう 3 点未満	
-------------------	---	-----------------	--	-------------------	---

## 3 設計上の配慮事項

各重点項目に対する設計上の工夫など, 配慮事項の概要を表示します。

### <注意>

- (1) 公表期間は建築物の竣工からおおむね3年間とします。
- (2) 特定(外)建築主名・設計者名の情報の公表を希望されない場合は、届出時に担当窓口で申し出してください。また、届出書欄外にその旨を記載してください。
- (3) 本制度は建築主の自己評価による届出を公表するもので、本市が認証等を行ったものではありません。

NO	建物名称	建築物の所在地	建物用途	建築主	設計者	環境性能ランク	環境配慮の概要
1	邸	柏市柏5丁目10番1号	戸建住宅	柏市	柏市	A	CASBEE 柏公表用シート(PDF) CASBEE 新築(簡易版)評価結果シート(PDF) CASBEE 新築(簡易版)スコアシート(PDF)
2	...	...	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...	...	...
4	...	...	...	...	...	...	...

図3. ホームページによるの公表の例

## 11. 指導・助言

市長は環境配慮指針やCASBEE柏による環境評価項目、技術基準の意図を踏まえた上で、提出された特定建築物環境配慮計画書の内容に対して、必要な指導又は助言を行うことがあります。

---

## 12. 報告の徴収

市長は、特定(外)建築主に対して、特定(外)建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることがあります。

### 13. 建築物環境配慮計画書等の提出・届出の流れ

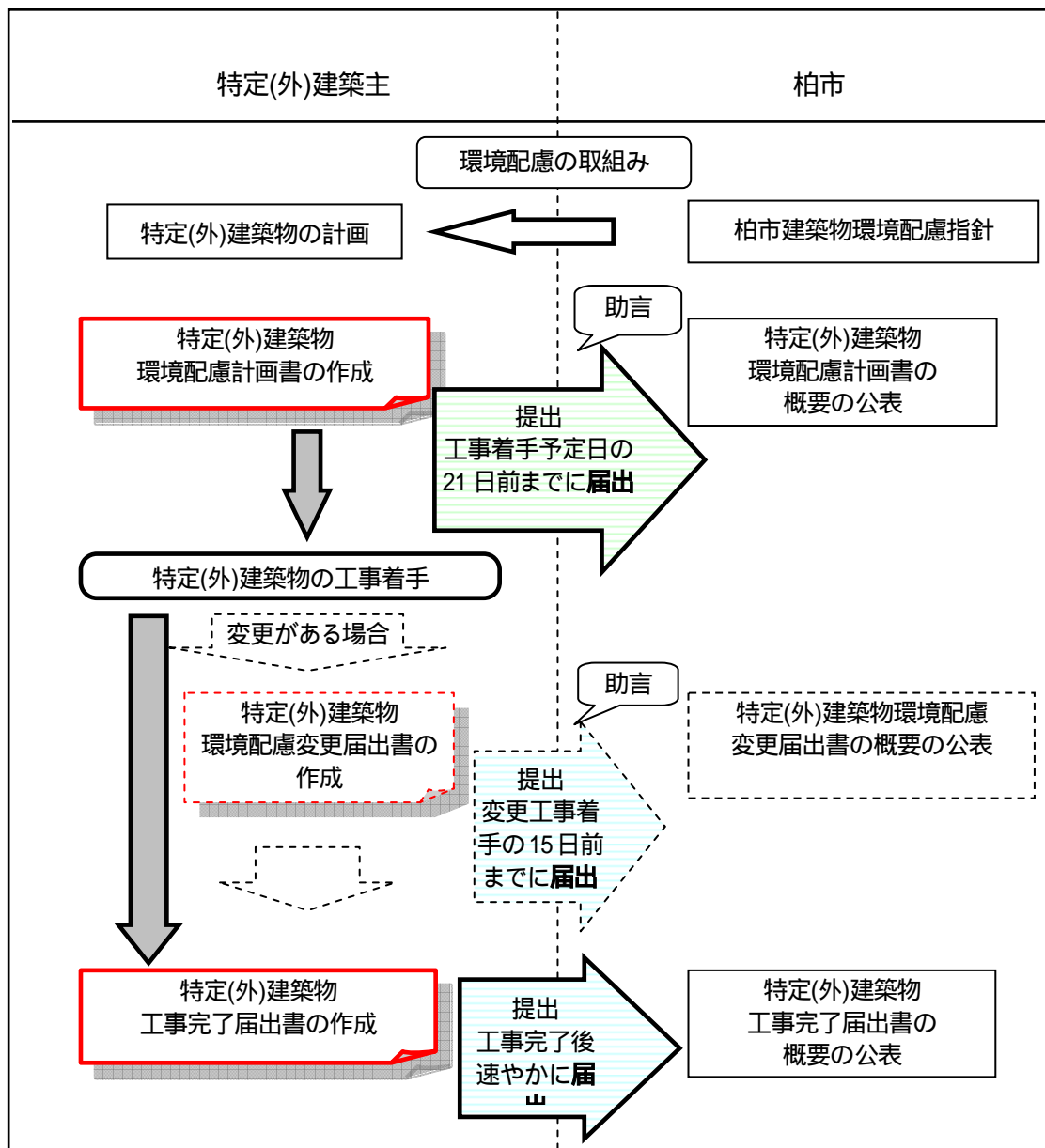
特定(外)建築物の新築等(新築, 増築, 改築)をする方(特定建築主)は, 本市が定める様式に従って, 以下の届出が必要になります。

建築物環境配慮計画書(工事着手予定日の 21 日前まで)

建築物環境配慮計画書の変更(変更の工事着手の 15 日前まで)

工事完了(速やかに)

工事の取り止め(速やかに)





## II 資料編

---

### 1. 柏市地球温暖化対策条例抜粋

作成中

---

## 2. 柏市地球温暖化対策条例施行規則抜粋

作成中

---

### 3. 特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱

作成中

## 4. 柏市建築物環境配慮指針(案)

平成22年 月 日

柏市地球温暖化防止条例第 条の規定により、建築をしようとする者が、当該建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項等についての指針を次のとおり定め、平成22年 月 日から施行する。

### 1 建築物の環境配慮事項

(1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー、資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

#### ア エネルギー使用の合理化

(ア) 建築物の熱負荷抑制

(イ) 自然エネルギー利用

(ウ) 設備システムの高効率化

(エ) 効率的運用

#### イ 資源の適正な利用

(ア) 水資源保護

(イ) 非再生性資源の使用量削減

(ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

#### ウ 敷地外環境の保全

(ア) 地球温暖化への配慮

(イ) 地域環境への配慮

(ウ) 周辺環境への配慮

(2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など、建築物の環境品質の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

#### ア 室内環境の向上

(ア) 音環境の向上

(イ) 温熱環境の向上

(ウ) 光・視環境の向上

(エ) 空気質環境の向上

#### イ サービス性能の向上

(ア) 機能性の向上

(イ) 耐用性及び信頼性の向上

(ウ) 対応性及び更新性の向上

#### ウ 室外環境(敷地内)保全・向上への配慮

(ア) 生物資源の保全と創出

(イ) まちなみ及び景観への配慮

(ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

### 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する措置の届出

特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する措置の届出は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行う。

柏市建築物環境配慮制度のあらまし

平成\*\*年\*\*月



発行・編集 柏市都市計画部建築指導課

〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号

電話:04-7167-1111(代表)